

令和8年1月14日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員 西村 義直  
同 隠塚 功  
同 山添 洋司  
同 高橋 一浩

## 1 本件請求の概要

本件請求は、令和7年12月26日の市議会で可決した「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）の給付」（以下「本件事業」という。）に要する費用として計上された補正予算45億600万円について、その支出の差止め等を求めるものである。

請求人は、本件事業がマイナンバーカードを活用し、食料品や日用品の購入などに利用できるデジタル地域ポイント（市民1人当たり5,000円相当。以下「ポイント」という。）を給付する事業とされているところ、市民がポイントの交付を申請するに当たっては、スマートフォン上のアプリケーションを使用し、当該アプリケーションにマイナンバーカードを紐づけし、本人確認を行う仕組みとなっていることから、スマートフォン又はマイナンバーカードを所持していない市民については、ポイントの交付申請及び交付を受けることができない。そうすると、本件事業は憲法第14条に定める平等原則に違反するものであるから、本件事業に要する費用として計上された予算45億600万円の支出は違法又は不当な公金の支出に当たると主張しているものと解する。

## 2 請求の対象とされた行為又は事実について

### (1) 前提

住民監査請求の対象となる行為又は事実は、法第242条第1項の規定により、財務会計上の行為又は怠る事実に限定され、具体的には、①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実及び⑥財産の管理を怠る事実のいずれかに該当しなければならない。

また、このうち①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行及び④債務その他の義務の負担については、当該行為がなされることが相当の确实さを

もって予測される場合も含むとされている。さらに、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は、違法又は不当なものでなければならないので、財務会計上の行為が違法又は不当なものとしてなされることが相当な確実さをもって予測される場合であることが必要とされる。

(2) 本件請求の対象とされる財務会計上の行為について

請求人から提出された「京都市措置請求書」（以下「請求書」という。）及び事実証明書の内容から、本件において請求人が請求の対象とする財務会計上の行為又は事実は、本件事業に係る補正予算45億600万円の支出であるものと解する。

そして、本件事業に係る補正予算については、令和7年12月26日の特別市会本会議において可決されていることから、いずれ本件事業が実施され、事業に要する費用が支出されることは、相当の確実さをもって予測される場合であるといえることができる。

そこで、問題となるのは、本件事業に係る費用の支出が違法又は不当なものとして行われることが相当の確実さをもって予測されるかどうかである。

(3) 本件事業の内容について

ア 上記の点について判断するため、文化市民局の職員に対し、本件事業の内容について説明を求めたところ、おおむね次のような説明があった。

(ア) 本件事業の概要

物価高の影響を受けている市民の皆様の生活を支援するため、国の経済対策の交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用し、市内での食料品や日用品の購入などに利用できるポイントを給付するものであり、併せて、利用可能店舗は市内に限定することで、地域内の消費循環を促進し、地域経済の下支え・活性化を図ることも目的とするものである。

(イ) マイナンバーカードの所持について

ポイントの給付においては、本人確認（確実性）、不正利用や二重交付の防止（即時性）、セキュリティ（安全性）の確保が必須であり、これを満たすにはマイナンバーカードの利用が最も適していることから、マイナンバーカードをスマートフォンで認証する手順を想定しているため、マイナンバーカードの所持が必要となる。

マイナンバーカードを所持していない者については、これまでも区役所・支所の交付コーナー等において申請の支援を行ってきたことから、本事業の実施にあ

たっても、カードの取得の支援を継続して行っていく。

(7) スマートフォンの所持について

スマートフォンを所持していない者、また、操作に不慣れな者についても、ポイントの取得・利用を可能にすることは大変重要であると考えている。そのため、家族等の端末を利用した申請やサポート窓口での対応やスマートフォンとマイナンバーカードがアプリに紐づけられることを必須とするか等について、現時点では未定だが、今後選定するアプリ事業者と具体的な対応手法の検討をする予定である。

イ 以上を踏まえると、本件事業については、ポイントの給付申請に当たって、マイナンバーカード及びスマートフォンの使用を想定したものとなっているが、スマートフォンを所持していない者に対する対応、スマートフォンとマイナンバーカードがアプリに紐づけられることを必須とするか等アプリの具体的な仕様といった部分が確定していない状況であるといえる。

(4) 小括

請求人は、本件事業について、ポイントの給付がスマートフォン及びマイナンバーカードを保有した市民に限定されていることが憲法第14条の平等原則に反するものであるとして、本件事業全体が違法又は不当であると主張しているものと思われる。

しかしながら、現時点においては、今後スマートフォン及びマイナンバーカードを活用した市民へのポイントの給付がなされることが概括的に予測されるというにとどまり、請求人が問題視する、スマートフォンを所持していない者に対する具体的な対応の方針やスマートフォンとマイナンバーカードのアプリへの紐づけを必須とするか否かといった点、アプリの具体的な仕様がどのようになるかといった点は、不透明な状況であるから、そのような具体的前提を欠いたままでは、本件事業の実施が憲法第14条の平等原則に反し、違法又は不当であるか否かを判断することはできない。

そうすると、本件については、本件事業に係る費用の支出が違法又は不当なものとして行われることが相当の確実さをもって予測されるとまではいえないから、本件請求については、法第242条第1項に規定する「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」に該当しないというべきである。

3 請求の対象とされた行為の結果としての損害の発生又はそのおそれについて

(1) 前提

「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」とされている（最高裁平成6年9月8日判決及びその下級審判決参照）。そのため、請求書には、京都市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示す必要がある。

(2) 請求人の主張する損害の発生又は発生のおそれ

ア この点、まず、請求書には本件財務会計行為の結果としての損害についての具体的な記載がない。そこで、本件財務会計上の行為の結果、京都市にどのような損害が生じ、又は生じるおそれがあるかについて、請求人に補正を求めたところ、請求人から令和8年1月22日付けで「令和8年1月14日提出住民監査請求補正書」（以下「補正書」という。）が提出された。その要旨はおおむね次のとおりである。

(ア) 総務省の調査による京都市民のマイナンバーカードの交付・保有率及びNTT株式会社による高齢者のスマートフォンの保有率を勘案すると、マイナンバーカード又はスマートフォンを保有していないことにより、本件事業におけるポイントの給付を申請することができない市民は、低く見積もっても10万人は存在すると考えられる。

(イ) 本件事業は、生活困窮の救済という福祉的側面が強いことから、高齢者やスマートフォンを保有することが困難な市民にとってこそ必要なものといえるが、むしろそれを排除する、すなわち差別する施策といわざるを得ない。したがって、本件事業を実施することは差別的行政を行うことであり、市民にとっては全額が損害となる。

(ウ) 特に違法性が強いのは事務費の支出であり、本件事務費（9億3,000万円）のうち、憲法違反の行政のために使われる広報等費用が損害となることはいうまでもない。また、サポート窓口に係る費用3億6,142万円も、違法な行政施策を推進す

る役割を担っており、同様に損害である。

さらに、アプリ開発費用として2億4,260万円が支出されることになっているが、東京都、大阪市など他都市も同様のアプリを導入すると言われていることから考えると、大手のアプリ開発業者の誘導によるところが大きく、これ自体独占禁止法に抵触する可能性がある。加えて、本件事業のように行政サービスをスマートフォン利用者ベースにする方向は、プラットフォームとの適切な個人情報の保護や人権侵害のおそれへの規制がなされたうえでの利用が不可欠であるところ、このような基盤整備がまだできていないところに、本件事業のようなスマートフォンをベースにした自治体の福祉施策はするべきではなく、この観点からもアプリ開発自体が違法性を有するといわざるを得ない。

イ 以上の補正書の内容を踏まえると、請求人は、本件事業がマイナンバーカード又はスマートフォンを保有していない市民をポイントの給付対象から排除するもので、事業全体が憲法第14条の平等原則に反する違法なものであるから、本件事業に支出される費用の全額が損害であると主張しているものと解するのが相当である。

### (3) 本件事業の実施に係る予算の財源について

ところで、請求人が提出する事実証明書及び文化市民局の職員による説明を総合すると、本件事業に要する費用として計上された補正予算45億600万円は、その全額が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とするものである。当該交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に定める「補助金等」に当たるところ（同項第4号及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条第194号）、同法の補助金等については、当該補助金等の交付決定に定められた補助事業の用にのみ使用されるべきものであつて、当該補助事業以外の用途に流用することは許されないという拘束を受けるものであり（同法第11条第1項）、また、仮に補助事業者において当該交付決定に定められた補助事業を施行しない場合には、これを国に返還しなければならない（同法第17条第1項及び第18条第1項）という拘束を受けるものである。

### (4) 小括

この点、住民監査請求の制度は、地方公共団体の財務行政の健全性を担保するための制度であつて、国の財政の健全な運営を担保するための制度ではないから、住民監査請求における損害とは、当該地方公共団体自体に生じた損害をいうものと解すべき

である（東京高等裁判所昭和63年1月26日判決及びその下級審判決参照）

そうすると、たとえ、本件事業に係る費用を支出し、本件事業を実施したとしても、その財源が全て国庫支出金たる国の補助金等である以上、当該費用の支出によって、京都市自体が何らかの財産的損害を受けるものではないといわざるを得ない。

なお、請求人は、補正書において、事業の原資が国からの交付金であるとしても、他に別の施策に使うことができる以上、それを実施することができなかつた関係になるので、全額が憲法第14条違反による損害となると主張する。

しかしながら、(3)のとおり、国の補助金等については、その補助金等の交付決定に定められた補助事業の用にのみ使用されるべきものであつて、当該補助事業以外の用途に流用することは許されないという拘束を受けるものであるから、本件事業に係る費用を別の施策に使うことは許されないというべきである。また、この点を措いて、仮に請求人が主張するように、本件事業の実施によって、別の施策を実施することができないとしても、そのこと自体、当該別の施策によって利益を受ける者にとって、逸失利益としての損害を生じさせることはあつても、京都市自体に財産的損害を生じさせるものではないから、いずれにせよ当該請求人の主張を採用することはできない。

以上から、本件請求については、請求人らの主張する本件財務会計上の行為の結果として、京都市に財産的損害が生じ、又は生じるおそれがないものというべきである。

#### 4 結論

以上のとおり、本件については、本件事業に係る費用の支出が違法又は不当なものとして行われることが相当の確実さをもって予測されるとまではいえず、また、本件事業に係る費用の支出によって京都市に財産的損害が生じ、又は生じるおそれもないことから、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。